

(証券コード：6736)  
平成28年6月3日

株 主 各 位

愛知県江南市古知野町朝日250番地

**サン電子株式会社**

代表取締役社長 山 口 正 則

## 第45回定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度の熊本地震により被災されました皆様に心からお見舞い申し上げます。

さて、当社第45回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県江南市古知野町朝日250番地  
当社 本社3階会議室  
(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的である事項  
報 告 事 項 1. 第45期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第45期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 「事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類」の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sun-denshi.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## (添付書類)

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、個人消費などに弱さがみられたものの、政府主導の経済政策等の効果を背景に、企業収益や雇用環境に改善がみられるなど、緩やかな回復基調にありました。一方、新興国や資源国をはじめとする世界経済の減速懸念や為替の急激な変動及びそれに伴う企業収益への悪影響等、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

遊技台部品事業及びホールシステム事業が携わるパチンコ業界につきましては、遊技機の自主規制や低貸玉営業の普及などの影響により、パチンコホールの経営環境は引き続き厳しい状況で推移しております。そのため、遊技機の新台導入や設備投資に対して慎重な姿勢が継続しており、全体として遊技機及びホール設備の販売も伸び悩んでおります。

モバイルデータソリューション事業のうち、携帯電話機器販売店向け(モバイルライフサイクル)につきましては、主要なサービスの一つである古い携帯電話機器から新しい携帯電話機器へのデータ移行は、クラウド型のデータ移行サービスが台頭するなど先進国を中心に様々なサービスが出現しております。その一方で、携帯電話機器の故障の持ち込みや中古携帯電話の下取りなど携帯電話販売店が果たす役割は多様化・複雑化しており、より顧客とのコミュニケーションが求められている環境となっており、顧客満足度を高めるソリューションについては今後の成長が見込める市場環境にあると考えております。また、犯罪捜査機関等向け(モバイルフォレンジック)につきましては、昨今の世界情勢の不安定化に伴い、各国行政機関の安全保障に対する意識の高まりと共に、関連予算は増加傾向にあり、加えて携帯電話の機能の進化による犯罪等への利用増加も影響し、引き続き市場の成長が見込める環境にあります。

このような市場環境の中、当社グループにおきましては、社員主導型経営のもと、世界への更なる飛躍へ向け、グローバルな視点での事業展開を図るべく、新製品・新サービスの企画・研究・開発に努めました。

遊技台部品事業及びホールシステム事業につきましては、厳しい市場環境下ではありましたが、両事業ともほぼ計画通り順調に推移しました。モバイルデータソリューション事業におきましては、世界的な需要拡大への対応に向けた

新拠点設立や社内体制整備を意欲的に行ったものの、計画からの遅延、販売戦略の見直し等の影響から、モバイルライフサイクル及びモバイルフォレンジックともに計画を下回り低調に推移しました。

その他事業につきましては、M2M事業及びAR事業に関する開発等、将来成長に向けた先行投資を積極的に行いました。M2M事業につきましては、第2四半期会計期間に子会社化したBacsoft, Ltd.(以下、Bacsoft社)のIoTソリューション(Bacsoft IoT Platform)の国内本格導入に向けた開発を強力に推進するとともに、Bacsoft社においても同ソリューションの世界展開へ向け、販売チャネル及びマーケティングの強化を図っております。また、AR事業につきましては、関連会社化したInfinity Augmented Reality, Inc.のAR(拡張現実)開発プラットフォームを活用し、ARコンテンツやARソリューションの提供に向けた開発を推進する一方で、平成27年10月には優れたLOE(Light-Guide Optical Element:導光光学素子)技術を強みとするLumus Ltd.と業務提携の基本合意書を締結し、AR分野においてハードウェアからソフトウェアまで包括するトータルソリューションの提供を目指しております。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は228億77百万円(前年同期比16.3%減)、営業利益は4億8百万円(前年同期比82.1%減)、経常利益は1億85百万円(前年同期比91.0%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は1億54百万円(前年同期比89.7%減)となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

### 遊技台部品事業

主要な製品は、パチンコ台メーカーに販売する制御基板及び樹脂成形品であります。

新機種に係る遊技台部品の販売が計画通り順調に推移しました。この結果、売上高は68億14百万円(前年同期比26.4%減)、セグメント利益は10億36百万円(前年同期比19.9%減)となりました。

### ホールシステム事業

主要な製品は、パチンコホール経営を支援する遊技台管理・会員管理・景品管理等のコンピュータシステムであります。

パチンコホールの設備投資に対する慎重な姿勢は継続しておりますが、受注案件の獲得はほぼ計画通り順調に推移しました。また、セグメント利益につきましても、人員の見直し等を含めた構造改革等を行ったほか、前期に貸倒処理した債権の一部が回収できたこと等により、セグメント利益を確保することとなりました。この結果、売上高は25億62百万円(前年同期比18.1%減)、セグ

メント利益は1億49百万円(前年同期は7億58百万円の損失)となりました。

### モバイルデータソリューション事業

主要な製品・サービスは、携帯電話機器販売店向け(モバイルライフサイクル)及び犯罪捜査機関等向け(モバイルフォレンジック)に販売するモバイルデータトランスファー機器及び関連サービスであります。

モバイルライフサイクルにつきましては、主要市場の米国においては計画通り順調に推移しましたが、他の市場での販売が低調に推移し、モバイルライフサイクル全体では、計画を下回りました。

モバイルフォレンジックにつきましては、前期における前主力機種サポート終了に伴う買い替え需要の影響から好調だった前期からの反動減が続いた影響もあり、主に一時的な要因により売上が低調に推移したものの、長期の持続的成長をめざし、費用の削減を最小限に留め、Cellebrite社の新拠点設立など事業規模拡大及び新製品・新サービス等の開発投資を積極的に進めたことで、研究開発費を含む販売費及び一般管理費が増加しました。これらの結果、売上高は119億57百万円(前年同期比12.2%減)、セグメント利益は4億68百万円(前年同期比83.3%減)となりました。

### その他

主要な製品・サービスは、M2M通信機器及びIoTソリューション並びにコンテンツ配信サービスであります。

M2M通信機器の販売につきましては、セキュリティ向け・娯楽機器向け等、当社製品の導入事例は着実に増加しております。また第2四半期会計期間に子会社化したBacsoft社のIoTソリューションにつきましては、世界的に急速な拡大を続けるIoT/M2M市場において、国内では当期から本格的なサービスを開始しており、産業機器・エネルギー管理・農業などの分野で初期導入の案件が増えております。この結果、売上高は前年同期を上回りましたものの、開発投資等の影響から利益を確保するには至りませんでした。

コンテンツ配信サービスにつきましては、同サービスの販売が低調に推移し、売上高は前年同期を下回り、セグメント利益を確保するには至りませんでした。更にAR(拡張現実)等、新規事業に係る先行開発投資を積極的に行ったことも影響し、これらの結果、売上高は15億42百万円(前年同期比16.0%増)、セグメント損失は4億91百万円(前年同期は1億22百万円の損失)となりました。

事業別売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	第44期（前連結会計年度）		第45期（当連結会計年度）		増 減 率
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	
遊 技 台 部 品 事 業	9,264	33.9%	6,814	29.8%	△26.4%
ホ ー ル シ ス テ ム 事 業	3,127	11.4%	2,562	11.2%	△18.1%
モ バ イ ル デ ー タ ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	13,626	49.8%	11,957	52.3%	△12.2%
そ の 他	1,329	4.9%	1,542	6.7%	16.0%
合 計	27,347	100.0%	22,877	100.0%	△16.3%

② 設備投資等の状況  
特記事項はありません。

③ 資金調達の状況  
特記事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 42 期 平成24年度	第 43 期 平成25年度	第 44 期 平成26年度	第 45 期 平成27年度 (当連結会計年度)
売 上 高	18,667	24,313	27,347	22,877
経 常 利 益	1,730	2,368	2,052	185
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,359	1,413	1,497	154
1株当たり当期純利益	131円00銭	65円00銭	67円77銭	6円90銭
総 資 産	20,213	24,210	27,294	26,242
純 資 産	11,937	14,276	16,576	16,184

- (注) 1 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。
- 2 当社は、平成26年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第43期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
イーDRリーム株式会社	50百万円	100.0%	樹脂成型加工品、金型の製造・販売及び電子機器の組付加工
Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.	1,329NIS	94.1%	モバイルデータトランスファー機器の開発・製造・販売 モバイルデータソリューションの開発・販売
Cellebrite Inc.	35千米ドル	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite GmbH	25千ユーロ	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Soluções Tecnol'ogicas Ltda.	952千リアル	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.	161千米ドル	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite UK Limited	1英ポンド	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
SUNCORP USA, Inc.	1,000千米ドル	100.0%	インターネットソリューションの開発・販売
Cellebrite France SAS	10千ユーロ	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Cellebrite Canada Mobile Data Solutions Ltd.	—	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売
Bacsoft, Ltd.	2,019NIS	85.0%	IoTソリューションの開発・販売
Cellebrite (Beijing) Mobile Data Technology Co.Ltd.	—	0.0%	モバイルデータトランスファー機器及びモバイルデータソリューションの販売

(注) Cellebrite Inc.、Cellebrite GmbH、Cellebrite Soluções Tecnol'ogicas Ltda.、Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.、Cellebrite UK Limited、Cellebrite France SAS、Cellebrite Canada Mobile Data Solutions Ltd. 及び Cellebrite (Beijing) Mobile Data Technology Co. Ltd.は、Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.の100%子会社であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経済情勢としましては、我が国経済は緩やかな回復基調にある一方、新興国や資源国をはじめとする世界経済の減速懸念や為替の急激な変動及びそれに伴う企業収益への悪影響等、景気の先行きは依然として不透明な状況となっております。

このような状況のなか、当社グループは、引き続き生産効率・品質及びコスト競争力の向上に努める一方で、新規事業・新製品・新サービスに対する研究開発を積極的に推進し、売上高及び収益の拡大を図ってまいります。

当社グループでは、「情報通信とエンターテインメントへの集中」、「企業価値の向上を図る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を経営方針に掲げ、中長期的な経営戦略として、以下の3点を推進しております。

- ① 情報通信(モバイル、通信、コンテンツ)関連分野での新たな価値創造と拡大
- ② アミューズメント(遊技台)関連分野でのシェアアップ
- ③ グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大

具体的には、お客様の信頼を得つつ、売れる商品・サービスとは何かに徹底的にこだわり、企画、開発、販売戦略をもって、新たな価値を提供し、収益に貢献するビジネス展開を図ります。また、外部からの視点、外部ノウハウを積極的に活用し、変化はチャンスと考え、失敗を恐れず、更なる成長を目指してワールドワイドで取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

遊 技 台 部 品 事 業	パチンコ制御基板及びパチンコ向け樹脂成形品等の開発・製造・販売
ホ ー ル シ ス テ ム 事 業	遊技台管理・会員管理・景品管理等トータルコンピュータシステムの開発・製造・販売
モ バ イ ル デ ー タ ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	モバイルデータトランスファー機器の開発・製造・販売 モバイルデータソリューションの開発・販売
そ の 他	M2M通信機器及びIoTソリューションの開発・製造・販売 コンテンツ配信サービスの開発・販売 インターネットソリューションの開発・販売

(6) 企業集団の主要拠点等（平成28年3月31日現在）

① 当社

本 社	愛知県江南市古知野町朝日250番地
事 業 所	東京事業所（東京都千代田区）、三田開発センター(東京都港区)
営 業 所	仙台営業所（仙台市泉区）、東京営業所（東京都台東区）、 大阪営業所（大阪市浪速区）、広島営業所（広島市南区）、 福岡営業所（福岡市博多区）

② 子会社

名 称	所 在 地
イードリーム株式会社	愛知県北名古屋市
Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.	イスラエル国ベタフティクバ
Cellebrite Inc.	米国ニュージャージー州
Cellebrite GmbH	ドイツ国バイエルン州
Cellebrite Soluções Tecnol'ogicas Ltda.	ブラジル国サンパウロ州
Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.	シンガポール国
Cellebrite UK Limited	英国ロンドン市
SUNCORP USA, Inc.	米国カリフォルニア州
Cellebrite France SAS	フランス国パリ市
Cellebrite Canada Mobile Data Solutions Ltd.	カナダ国ブリティッシュコロンビア州
Bacsoft, Ltd.	イスラエル国キリヤットガット
Cellebrite (Beijing) Mobile Data Technology Co. Ltd.	中国北京市



(7) 企業集団の従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
932名	143名

(注) 従業員数には、臨時従業員（アルバイト及び派遣社員157名）は含まれておりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,200
株式会社大垣共立銀行	220
株式会社愛知銀行	160
株式会社みずほ銀行	120

## 2. 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 22,463,000株  
 (3) 株主数 7,996名  
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
東海エンジニアリング株式会社	4,267,600	18.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,121,300	4.99
株 式 会 社 藤 商 事	940,000	4.18
渡 辺 恭 江	680,000	3.02
内 海 倫 江	680,000	3.02
株 式 会 社 SBI 証 券	546,400	2.43
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	532,000	2.36
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	469,000	2.08
サ ン 電 子 従 業 員 持 株 会	339,600	1.51
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM /LUXEMBOURG FUNDS	330,000	1.46

(注) 持株比率は、自己株式（946株）を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成28年3月31日現在）

#### (1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

① 平成21年6月24日開催の定時株主総会決議に基づき平成21年7月10日に発行された新株予約権（第3回）

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| 1) 新株予約権の数                 | 1,185個                   |
| 2) 新株予約権の目的となる株式の数         | 237,000株                 |
| 3) 新株予約権の発行価額              | 無償                       |
| 4) 新株予約権の行使価額              | 1株当たり 214円               |
| 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 107円               |
| 6) 新株予約権の行使期間              | 平成23年7月11日から平成33年7月10日まで |
| 7) 新株予約権の行使の条件             |                          |

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。
3. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した契約書に定めるところによる。

#### 8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	900個	180,000株	4名

② 平成24年6月26日開催の定時株主総会決議に基づき平成24年7月13日に発行された新株予約権（第4回）

- |                            |                          |
|----------------------------|--------------------------|
| 1) 新株予約権の数                 | 1,219個                   |
| 2) 新株予約権の目的となる株式の数         | 243,800株                 |
| 3) 新株予約権の発行価額              | 無償                       |
| 4) 新株予約権の行使価額              | 1株当たり 220円               |
| 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 110円               |
| 6) 新株予約権の行使期間              | 平成26年7月14日から平成34年6月25日まで |
| 7) 新株予約権の行使の条件             |                          |

1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員及び当社子会社の取締役、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
2. 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。
3. 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
4. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する契約書に定めるところによる。
5. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	650個	130,000株	4名
監査役	80個	16,000株	1名

③ 平成26年6月25日開催の定時株主総会決議に基づき平成27年2月5日に発行された株式報酬型新株予約権（第1回）

- 1) 新株予約権の数 900個
- 2) 新株予約権の目的となる株式の数 9,000株
- 3) 新株予約権の発行価額 無償
- 4) 新株予約権の行使価額 1株当たり 1円
- 5) 権利行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 1株当たり 1円
- 6) 新株予約権の行使期間 平成29年6月25日から平成36年6月24日まで
- 7) 新株予約権の行使の条件

- 1. 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- 2. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
- 3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した契約書に定めるところによる。

8) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	900個	9,000株	6名

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 口 正 則	サン電子グループCEO	Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Chairman Cellebrite Inc. Chairman Cellebrite GmbH Chairman Cellebrite Soluções Tecnológicas Ltda. Chairman Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd. Chairman Cellebrite UK Limited Chairman SUNCORP USA, Inc. CEO Bacsoft, Ltd. Chairman Cellebrite France SAS. Chairman Cellebrite Canada Mobile Data Solutions Ltd. Chairman Infinity Augmented Reality, Inc. Director Cellebrite (Beijing) Mobile Data Technology Co. Ltd. Chairman
取 締 役	若 井 富 幸	品質保証部担当	イードリーム(株)取締役会長
取 締 役	亀ヶ井 克 寿	M2M事業部長兼アミューズメント事業部兼サンソフトプロジェクト兼ネットデバイスプロジェクト担当	イードリーム(株)監査役
取 締 役	東 谷 浩 明	執行役員コーポレート本部長兼人事総務部長	SUNCORP USA, Inc. Director
取 締 役	佐 野 正 人	組織改革担当	Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director 佐野公認会計士事務所所長 (株)宇佐美組監査役 太陽有限責任監査法人パートナー
取 締 役	山 本 泰	執行役員経理部長	Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director SUNCORP USA, Inc. Director Bacsoft, Ltd. Director

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	宮 田 豊		宮田豊税理士事務所所長 小浅商事(株)社外監査役
常 勤 監 査 役	後 藤 和 暁		
監 査 役	桂 川 明		桂川明税理士事務所所長 (株)愛知銀行社外監査役 明治電機工業(株)社外監査役
監 査 役	岡 島 章		中綜合法律事務所所長 日活電線製造(株)監査役

- (注) 1 取締役宮田豊氏は、社外取締役であります。  
2 監査役桂川明及び岡島章の両氏は、社外監査役であります。  
3 監査役桂川明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4 監査役岡島章氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5 当社は執行役員制を採用しており、平成28年3月31日現在の取締役以外の執行役員は、次のとおりであります。
- |         |         |                 |
|---------|---------|-----------------|
| 執 行 役 員 | 山 岸 栄   | アミューズメント事業部長    |
| 執 行 役 員 | 武 藤 靖 司 | プロダクト統括部長       |
| 執 行 役 員 | 纈 纈 正 典 | モバイルソリューション事業部長 |
| 執 行 役 員 | 中 原 大 輔 | サンタック事業部長       |
| 執 行 役 員 | 炭 竈 辰 巳 | クラウドビジネスプロジェクト長 |
- 6 当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1名)	106,150千円 ( 1,530千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	18,420千円 ( 4,080千円)
合 計	10名	124,570千円

- (注) 1 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。  
2 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。  
・ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額 6,390千円(取締役6名に対し6,390千円)。  
3 取締役の報酬限度額は、年額200,000千円であります(平成18年6月27日定時株主総会決議)。  
4 監査役の報酬限度額は、年額25,000千円であります(平成18年6月27日定時株主総会決議)。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等との兼職状況

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況
取 締 役	宮 田 豊	宮田豊税理士事務所所長 小浅商事(株)社外監査役
監 査 役	桂 川 明	桂川明税理士事務所所長 (株)愛知銀行社外監査役 明治電機工業(株)社外監査役
監 査 役	岡 島 章	中綜合法律事務所所長 日活電線製造(株)監査役

- (注) 1 当社と上記法人等との間に、特別の関係はありません。  
2 社外役員は、当社の親会社等（自然人であるものに限る）、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準じる者ではありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	宮 田 豊	平成27年6月就任以降開催の取締役会は17回のうち17回出席し、税理士としての専門的見地から意見を述べております。
監 査 役	桂 川 明	当事業年度開催の取締役会は22回のうち20回、監査役会は12回のうち11回出席し、税理士としての専門的見地から意見を述べております。
監 査 役	岡 島 章	当事業年度開催の取締役会は22回のうち22回、監査役会は12回のうち12回出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

- (注) 宮田氏は、平成27年6月開催の定時株主総会にて社外取締役に選任されており、上記の主な活動状況は、社外取締役就任後の取締役会への出席状況を示しております。



## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	25,800千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,100千円

(注) 1 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況と比較し、会計監査人が提出した監査計画の妥当性及び適切性等につき、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、第45期の会計監査人の報酬は、相当、妥当であることを確認し、報酬等につき、会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、移転価格税制に関する合意された手続業務であります。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(5) 子会社の監査に関する事項

当社の海外連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ・役員及び従業員は、社員就業規則に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める。
  - ・事業活動における法令・社内規程等の遵守を確保するために、コンプライアンス規程を策定しコンプライアンス担当役員を置く。
  - ・当社の事業に適用される法令等を識別し、法的要求事項を遵守する基盤を整備するとともに、随時、教育や啓発を行う。
  - ・社長直轄の内部監査担当部門は、コンプライアンスの遵守状況を監査し、取締役会に報告する。
  - ・法令・定款・社内規程等の違反行為を未然に防止するために内部通報制度を導入し、違反行為が発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。
  - ・反社会的勢力及び団体を断固として排除・遮断することとし、総務担当部門が警察等の外部専門機関と緊密に連携を持ちながら対応していく。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・「取締役会」、「経営会議」、その他の重要な会議における意思決定に係る情報、代表取締役社長、執行役員その他の重要な決裁に係る情報ならびに財務、その他の管理業務、リスク及びコンプライアンスに関する情報について、法令・定款及び社内規程等に基づき、保存・管理する。
- ③ 損失の危険の職務管理に関する規程その他の体制
  - ・リスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行う事により、会社損失の最小化をはかる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・迅速で効率性の高い企業経営を実現するために執行役員制度を導入し、意思決定・監督機能を担う取締役と業務執行機能を担う執行役員の役割を分離する。
  - ・取締役会規程を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
  - ・業務執行に当たっては業務分掌規程、職務権限規程において責任と権限を定める。
  - ・重要な業務遂行については、多面的な検討を行うために取締役と執行役員をメンバーとする経営会議において審議する。

- ⑤ 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第589条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ・ 当社は子会社に、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次の予実管理表、四半期毎の決算資料及び必要に応じて関係資料等の提出を求める。
  - ・ 当社は子会社に、当社の取締役が参加する取締役会を原則四半期毎に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告することを求める。
- ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 当社は子会社に、当社のリスク管理規程に基づき、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行う事により、会社損失の最小化をはかるよう求める。
  - ・ 当社は子会社に、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告する体制を構築するよう求める。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社に基本方針及び業務遂行に必要なルールを策定を求める。
  - ・ 当社は、原則四半期毎に開催される、当社の取締役が参加する取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告することを求める。
- ニ. 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社は子会社に、その取締役等及び従業員が子会社の策定した基本方針に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制の構築を求める。
  - ・ 当社は子会社に、コンプライアンスの遵守状況及び内部統制システムの整備・運用状況を確認するために、当社の監査役及び内部監査担当部門による評価を求める。
  - ・ 当社は子会社に、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正をはかるために社内通報窓口制度を導入し利用する事を求める。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査補助スタッフを置く。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査補助スタッフは、監査役の指揮命令に服する。
  - ・ 監査補助スタッフの人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を必要とする。
- ⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 取締役と従業員は、監査役の職務を補助すべき監査補助スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- ⑨ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制
- イ. 当社の取締役及び従業員が当社の監査役に報告するための体制
- ・ 取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生したときには、直ちに監査役及び監査役会に報告する。
  - ・ 監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議に出席する。
  - ・ 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または従業員にその説明を求めることができる。
- ロ. 当社の子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（この項目において「取締役等」という。）及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ・ 子会社の取締役等及び従業員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ・ 子会社の取締役等及び従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する担当部門へ報告を行い、担当部門は監査役に報告する。
  - ・ 当社の子会社を管理する部門及び内部監査担当部門は、定期的に当社の監査役に対し、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

- ⑩ 当社の監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを内部通報制度運用規程に明記する。
- ⑪ 当社の監査役職務の執行について生じる費用の前払い等の処理に係る方針に関する事項
- ・当社の監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、経理担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑫ その他の当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役と監査役との間で定期的な意見交換会を開催する。
  - ・監査役からの求めに応じ、監査役と会計監査人及び内部監査担当部門との間で連絡会を開催するほか、各種会議への監査役の出席を確保するなど、監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- 以上の方針に基づき当事業年度に実施した当社及び当社の子会社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。
- ① 内部統制システム全般
- 当社及び当社の子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、当社の内部監査担当部門が定期的に評価し、代表取締役社長、取締役会及び監査役会に評価結果を報告しています。
- ② 取締役職務執行
- ・取締役は、取締役会を22回開催し、1. 各取締役が担当する業務の執行状況の報告、2. 中期・短期計画の策定、M&A及び業務提携等に関する審議、3. 当社及び当社の子会社の月次業績等の報告による経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策の確認と議論等を行っています。
  - ・取締役は、月に1回開催される経営会議にて、事業部門の業務遂行状況に関する報告を各部門責任者から受けています。
  - ・取締役は、毎日開催される朝会にて、各取締役が担当する業務の日々の執行状況等を報告し、情報の共有を行っています。

### ③ 監査役の職務執行

・監査役は、取締役会、経営会議及び朝会への出席、監査役会において定めた監査計画に従った各種資料の閲覧、部門責任者へのヒアリング、各事業拠点及び子会社への往査等により、取締役及び従業員の職務の執行状況を監査しています。

・監査役は、内部監査担当部門及び会計監査人と、定期的に情報・意見交換を行っています。

・監査役は、監査役会を12回開催し、これらの活動で得られた情報を監査役間で共有するための報告と意見交換を行っています。

### ④ コンプライアンス

・当社及び当社の子会社は、従業員就業規則、コンプライアンス規程及び行動規範を定め、従業員に対して適宜法令・社内規程遵守の重要性を指導・教育しています。また、職制による指揮及びモニタリングを行うと共に、当社の内部監査担当部門が当社各部門及び当社の子会社の法令・社内規程の遵守状況を定期的にモニタリングしています。

・当社及び当社の子会社は、法令違反・不正行為等の未然防止及び早期発見を目的として、内部通報制度を設置しています。

### ⑤ リスク管理体制

・当社の各部門責任者は、部門の業務の遂行上で発生するリスクを常に把握し、毎月取締役会に報告しています。

・内部監査担当部門は、各部門のリスク状況を確認するために部門責任者へ定期的なヒアリングを実施し、その結果を取締役に報告しています。

・当社の子会社を担当する当社の取締役は、当社の子会社が開催する取締役会等の会議に参加し、当社の子会社が抱えるリスクに関する報告を受け、当社の取締役会に報告しています。

### ⑥ 子会社経営管理

・当社の経理担当部門は、関係会社管理規程に基づき、当社の子会社の財務状況及び重要事項について、当社の子会社から毎月報告を受けています。

・当社の子会社を担当する当社の取締役は、当社の子会社が開催する取締役会等の会議に参加し、当社の子会社の経営状況及び重要事項に関する報告を受け、当社の取締役会に報告しています。

### ⑦ 財務報告に係る内部統制

内部監査担当部門は、財務報告の適正性と信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮して定め代表取締役社長の承認を得た評価範囲に対し、内部統制評価を実施しています。

### ⑧ 内部監査

内部監査担当部門は、代表取締役社長の承認を得た年間の監査計画に従い、当社及び当社の子会社の内部監査を実施し、監査結果及び改善に向けた提言を、代表取締役社長、対象部門責任者及び監査役会に報告しています。

## <反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況>

### ① 反社会的勢力に向けた基本的な考え方

- ・ 会社が反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であっても、あってはなりません。
- ・ 当社社員（当社で働くすべての人）は社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、排除する姿勢を示さなければなりません。

### ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ・ 反社会的勢力に対処するために、コンプライアンス規程及び反社会的勢力対応規程にその旨を記述し、コンプライアンス担当役員のもと、全社一丸となって対処するよう周知・徹底を図ります。組織的には、コンプライアンス担当役員、総務担当部門長、法務担当部門長、顧問弁護士が中心となり、警察等外部組織の指導を仰ぎ対応してまいります。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の概要

当社取締役会は、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えことから、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買収者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠で

あると考えております。

## ② 基本方針の実現のための取組みの概要

当社は、上記の基本方針の実現のための取組みとして、次の施策を実施しています。

### 1) 企業理念及び企業価値の源泉

当社は、「夢、挑戦、創造」を企業スローガンに、創業当時のベンチャースピリットを大切に、若さと活力を絶やさず発展し続けるために、常にベンチャー企業であり続けることを基本理念とし、商品力・性能・信頼性・品質に優れた高付加価値な商品やサービスを開発・提供し続けることを目標に経営に取り組んでおります。

具体的な経営理念としては、以下を掲げております。

1. フレキシビリティとオリジナリティを武器に、ハードとソフトを融合させた価値ある商品開発を目指す。
2. 顧客第一主義を徹底し、夢の実現に向かって社会に求められる価値ある企業に成長する。
3. 生き甲斐や能力が発揮できる環境を社員に提供し、健全な社会の発展に貢献する。

当社は、社会の公器として法令順守はもちろん、責任ある企業活動を行うと同時に、組織として成熟する一方でチャレンジ精神が薄れないよう、新たなビジネスに挑戦する精神、斬新な発想そして次代の成長の原動力を大切に考えております。この「挑戦する精神」こそ、当社企業価値の源泉と言えます。

### 2) 企業価値の向上に資する取組み

当社は、ネットワーク構築のための「結ぶ」技術を時代の鍵と考えて、21世紀に求められる「コミュニケーション&エンターテインメント」分野において、「ナンバーワン戦略」と「新規事業への積極的な挑戦」により、便利な機能と豊かな心を社会に提供することで「企業価値の向上」を図ります。各分野で蓄積してまいりました経営資源を融合し、さらなるシナジー効果を追求することで、進化し続ける「ブロードバンドネットワーク」時代に、新しい価値を創造したいと考えており、「情報通信とエンターテインメントへの集中」、「企業価値の向上を図る」、「ベンチャー精神で自ら行動する」を経営方針に掲げ、中長期的な経営戦略として以下の3点を推進しております。

1. 情報通信（モバイル、通信、コンテンツ）関連分野での新たな価値創造と拡大
2. アミューズメント（遊技台）関連分野でのシェアアップ
3. グローバル市場におけるビジネス構築及び拡大

具体的には、お客様の信頼を得つつ、売れる商品・サービスとは何か徹底的にこだわり、企画、開発、販売戦略をもって、新たな価値を提供し、収益に貢献



するビジネス展開を図ります。また、外部からの視点、外部ノウハウを積極的に活用し、変化はチャンスと考え、失敗を恐れず、更なる成長を目指してワールドワイドで取り組んでまいります。

### 3) コーポレート・ガバナンスの強化について

当社は、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるために必要かつ有効な仕組みとして、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

具体的には、取締役の経営責任を明確にし、株主の皆様への信任を問う機会を増やすため取締役の任期を1年とし、また、在任の監査役3名中2名を独立性の高い社外監査役としております。

また、経営判断にあたっては、顧問として就任されている外部有識者、弁護士等の法律・会計専門家からの意見を聴取する等、経営の客観性の確保と向上に努めております。

当社は、株主をはじめとするステークホルダーの権利・利益を尊重し、企業の社会的責任を忘れることなく、今後も企業理念や高い倫理観に基づき、法令や社会的規範を遵守することは当然のこととし、社会に貢献できる企業であり続けるために、継続してコーポレート・ガバナンスのさらなる強化に努める所存であります。

### ③ 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記の取組みは、基本方針に沿い、当社の企業価値、株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位維持を目的とするものではありません。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。  
また、割合は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>19,576,300</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,536,280</b>
現金及び預金	11,362,610	支払手形及び買掛金	1,890,149
受取手形及び売掛金	4,455,579	短期借入金	1,730,000
電子記録債権	16,894	1年内返済予定の長期借入金	43,736
リース投資資産	49,328	リース債務	46,294
有価証券	351,366	未払法人税等	130,581
製品	809,551	前受金	445,229
仕掛品	640,460	前受収益	3,144,873
原材料	1,241,430	繰延税金負債	31,747
繰延税金資産	86,007	賞与引当金	559,456
その他	762,470	役員賞与引当金	10,719
貸倒引当金	△199,399	製品保証引当金	41,007
<b>固定資産</b>	<b>6,666,640</b>	その他	1,462,486
<b>有形固定資産</b>	<b>2,909,029</b>	<b>固定負債</b>	<b>522,549</b>
建物及び構築物	726,063	長期借入金	97,638
機械装置及び運搬具	164,625	リース債務	78,973
工具器具備品	675,602	繰延税金負債	238,383
土地	1,295,554	再評価に係る繰延税金負債	9,920
リース資産	41,352	退職給付に係る負債	53,761
建設仮勘定	5,832	役員退職慰労引当金	27,398
<b>無形固定資産</b>	<b>1,184,214</b>	資産除去債務	3,220
のれん	1,147,552	長期未払金	13,253
その他	36,662	<b>負債合計</b>	<b>10,058,829</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,573,396</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	1,692,340	株主資本	14,169,067
繰延税金資産	438,470	資本金	992,491
その他	997,796	資本剰余金	666,191
貸倒引当金	△555,210	利益剰余金	12,510,699
		自己株式	△314
		その他の包括利益累計額	966,424
		その他有価証券評価差額金	△12,566
		土地再評価差額金	△434,203
		為替換算調整勘定	1,413,194
		新株予約権	579,238
		非支配株主持分	469,380
		<b>純資産合計</b>	<b>16,184,111</b>
<b>資産合計</b>	<b>26,242,940</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>26,242,940</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,877,220
売 上 原 価		10,018,084
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>12,859,136</b>
販売費及び一般管理費		12,450,478
<b>営 業 利 益</b>		<b>408,658</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受取利息及び配当金	81,375	
そ の 他	8,451	89,827
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	12,720	
為 替 差 損	157,930	
持分法による投資損失	142,673	313,325
<b>経 常 利 益</b>		<b>185,160</b>
<b>特 別 利 益</b>		
固 定 資 産 売 却 益	199	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	8,080	
投 資 有 価 証 券 償 還 益	68,060	
新 株 予 約 権 戻 入 益	25	
段 階 取 得 に 係 る 差 益	127,176	203,543
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 除 却 損	3,989	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	2,894	6,884
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>381,819</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	116,676	
法 人 税 等 調 整 額	98,103	214,779
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>167,040</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		12,435
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>154,605</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	977,988	946,527	12,689,926	△314	14,614,126
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	14,503	14,503	1,449		30,456
子会社等の持分変動 による増減		△294,839			△294,839
剰余金の配当			△335,280		△335,280
親会社株主に帰属する当期純利益			154,605		154,605
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	14,503	△280,335	△179,226	—	△445,058
平成28年3月31日残高	992,491	666,191	12,510,699	△314	14,169,067

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配 株主持分
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定		
平成27年4月1日残高	161,420	△434,722	1,366,013	337,324	531,916
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)					
子会社等の持分変動 による増減					
剰余金の配当					
親会社株主に帰属する当期純利益					
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△173,987	518	47,181	241,914	△62,536
連結会計年度中の変動額合計	△173,987	518	47,181	241,914	△62,536
平成28年3月31日残高	△12,566	△434,203	1,413,194	579,238	469,380

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 【連結注記表】

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- |              |   |
|--------------|---|
| (1) 連結子会社の数  | 12社   |
| (2) 連結子会社の名称 | イードリーム株式会社<br>Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.<br>Cellebrite Inc.<br>Cellebrite GmbH<br>Cellebrite Soluções Tecnol'ogicas Ltda.<br>Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.<br>Cellebrite UK Limited<br>SUNCORP USA, Inc.<br>Cellebrite France SAS<br>Cellebrite Canada Mobile Data Solutions Ltd.<br>Bacsoft, Ltd.<br>Cellebrite (Beijing) Mobile Data Technology Co.Ltd |

#### (3) 非連結子会社の名称

依地貿易（上海）有限公司  
非連結子会社は、小規模であり総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- |                  |  |
|------------------|--|
| (1) 持分法適用関連会社の数  | 3社   |
| (2) 持分法適用関連会社の名称 | CommuniTake Ltd.<br>Cellomat Israel Ltd.<br>Infinity Augmented Reality, Inc. |

(3) 持分法を適用しない非連結子会社及び  
関連会社の名称

依地貿易（上海）有限公司  
持分法を適用していない非連結子会社については、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲に含めておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちCellebrite Mobile Synchronization Ltd.、Cellebrite Inc.、Cellebrite GmbH、Cellebrite Soluções Tecnol'ogicas Ltda.、Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd.、Cellebrite UK Limited、SUNCORP USA, Inc.、Cellebrite France SAS、Cellebrite Canada Mobile Data Solutions Ltd.、Bacsoft, Ltd.及びCellebrite (Beijing) Mobile Data Technology Co.Ltdの決算日は平成27年12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、当該決算日と連結決算日が異なることから生ずる連結会社間取引にかかる会計記録の重要な不一致については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

###### ③ たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製 品

総平均法

原材料

移動平均法

国内連結子会社については主として総平均法

仕掛品

受託開発品

個別法

上記以外の仕掛品

総平均法

なお、在外連結子会社については、移動平均法による低価法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 10年～50年

機 械 装 置 及 び 運 搬 具 6 年～ 8 年

工 具 器 具 備 品 2 年～ 6 年

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>② 無形固定資産（リース資産を除く）<br/>    自社利用ソフトウェア</li> <li style="padding-left: 2em;">上記以外の無形固定資産</li> <li>③ リース資産</li> <li>④ 長期前払費用</li> </ul> | <p>社内における利用可能期間に基づく<br/>定額法</p> <p>定額法</p> <p>リース期間定額法</p> <p>定額法</p>  |
| <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p>   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 貸倒引当金</li> </ul>  | <p>当社及び国内連結子会社は、債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は、特定の債権について回収不能見込額を計上しております。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>② 賞与引当金</li> </ul>  | <p>従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>③ 役員賞与引当金</li> </ul>  | <p>役員の賞与の支給に備えるため、当連結会計年度負担額を計上しております。</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>④ 製品保証引当金</li> </ul>  | <p>在外連結子会社は、製品保証費用の支出に備えるため、売上高に対する過去の経験率により算定した額を計上しております。</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 役員退職慰労引当金</li> </ul>  | <p>国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>  |
| <p>(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項</p>  |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 退職給付に係る負債の計上基準</li> </ul>   | <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産額に基づき計上しております。</p>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>② 消費税等の会計処理</li> </ul>  | <p>税抜処理</p>  |



5. 重要な収益及び費用の計上基準

- イ 受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準  
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェア制作  
工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ロ その他のソフトウェア制作  
工事完成基準

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんは5年間の定額法により償却を行っております。

**(表示方法の変更)**

(企業結合に関する会計基準等の適用に伴う変更)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

## (追加情報)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は25,824千円、その他有価証券評価差額金が591千円減少し、法人税等調整額が25,232千円増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は518千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

## (連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,160,170千円

2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行い算定しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日

再評価を行った事業用土地の、期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\triangle 282,574$ 千円

3. 保証債務

当社グループは、リースにより製品を販売する顧客のリース契約に関して、一部買取保証を行っております。その保証額は次のとおりであります。

リース買取保証額 34,835千円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式数 普通株式	22,353,000株	110,000株	一株	22,463,000株
合計	22,353,000株	110,000株	一株	22,463,000株

### 2. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	335,280	15	平成27年 3月31日	平成27年 6月24日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	449,241	20	平成28年 3月31日	平成28年 6月24日

### 3. 当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	815,000株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。デリバティブは、外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことによりリスク低減を図っております。なお、当期の連結決算日現在における営業債権のうち30.5%が特定の大口顧客に対するものであります。また、営業債権である受取手形及び売掛金は、そのほとんどが1年以内の決済期日であります。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループ各社において適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、経理部が決裁担当者の承認を得て行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2.を参照してください）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	11,362,610	11,362,610	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(※)	4,455,579 △197,575		
	4,258,004	4,258,004	—
(3) 有価証券 その他有価証券	351,366	351,366	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	829,815	829,815	—
資産計	16,801,796	16,801,796	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,890,149	1,890,149	—
(2) 短期借入金	1,730,000	1,730,000	—
負債計	3,620,149	3,620,149	—

(※)受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

- (1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金  
これらのほとんどが短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (3) 有価証券  
これらはMRF等の公社債投資信託で短期に決済されるものであり、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
  - (4) 投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券その他の金融商品は取引金融機関から提示された価格によっております。
- ①その他有価証券の当連結会計年度中売却額は、194,919千円であり、売却益の合計額は8,080千円、売却損の合計額は2,894千円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種 類	取得原価又は 償却原価	連結貸借対照表 計 上 額	差 額
連結貸借対照表計 上額が取得原価又 は償却原価を超え るもの	株式	183,703	233,457	49,754
	債券	94,196	94,799	603
	小 計	277,899	328,257	50,357
連結貸借対照表計 上額が取得原価又 は償却原価を超え ないもの	株式	464,481	397,109	△67,371
	債券	105,171	104,448	△723
	小 計	569,653	501,557	△68,095
合 計		847,552	829,815	△17,737

②上記の表中にある「取得原価又は償却原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

#### 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注)2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	752,525
社債	110,000

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	11,362,610	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,401,919	53,660	—	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	44,987	110,358	33,770	—
合 計	15,809,517	164,018	33,770	—

## (企業結合等関係に関する注記)

### 取得による企業結合

#### (1) 企業結合の概要

- ① 被取得企業の名称及び事業の内容  
被取得企業の名称     Bacsoft Ltd.  
事業の内容               M2Mソリューション事業
- ② 企業結合を行った主な理由  
M2M（マシン・ツー・マシン）分野のノウハウを融合させ、世界的に急速な拡大を続けるM2M市場へM2Mソリューションを始め、両社の事業ドメインの拡大を図り、より強力なパートナーシップのもと、戦略的にワールドワイドにビジネスを展開し更なるシナジー効果を発揮し、当社グループの収益基盤の強化を実現するためであります。
- ③ 企業結合日  
平成27年9月3日
- ④ 企業結合の法的形式  
現金を対価とする株式取得
- ⑤ 結合後企業の名称  
結合後企業の名称に変更はありません。
- ⑥ 取得した議決権比率  
企業結合直前に所有していた議決権比率     19.9%  
企業結合日に追加取得した議決権比率       65.1%  
取得後の議決権比率                             85.0%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社が現金を対価として、株式を取得したことによります。

#### (2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年10月1日から平成27年12月31日まで

#### (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していたBacsoft, Ltd.の企業結合日における時価	281,605千円
企業結合日に交付したBacsoft, Ltd.の普通株式の時価	1,145,849千円
取得原価	1,427,455千円

#### (4) 主要な取得関連費用等の内容及び金額

アドバイザー費用等                     33,971千円

(5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額  
段階取得に係る差益 127,176千円

(6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん  
金額

1,151,868千円

② 発生原因

取得原価が企業結合時の時価純資産額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(7) 資産及び負債の主な内訳

流動資産	367,076千円
固定資産	36,434千円
資産合計	<u>403,511千円</u>
流動負債	29,727千円
固定負債	49,564千円
負債合計	<u>79,292千円</u>

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	673円82銭
1株当たり当期純利益	6円90銭



# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>7,954,694</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,301,400</b>
現金及び預金	3,592,384	支払手形	161,251
受取手形	314,555	買掛金	1,009,966
売掛金	1,975,184	短期借入金	1,730,000
電子記録債権	10,650	リース債	47,106
リース投資資産	49,328	未払金	45,850
有価証券	351,366	未払費用	311,629
製品	373,749	未払法人税等	14,996
仕掛品	612,992	未払消費税等	32,057
原材料	368,706	前受金	432,324
前払費用	26,567	前受収益	280,451
繰延税金資産	65,371	預り金	17,711
未収入金	137,888	賞与引当金	215,171
その他の当金	162,447	その他の	2,885
貸倒引当金	13,899	<b>固定負債</b>	<b>103,094</b>
	△100,400	リース債務	79,920
<b>固定資産</b>	<b>6,694,854</b>	再評価に係る繰延税金負債	9,920
<b>有形固定資産</b>	<b>1,210,848</b>	長期未払金	13,253
建物	237,332	<b>負債合計</b>	<b>4,404,495</b>
構築物	11,289	<b>(純資産の部)</b>	
機械装置	63,797	<b>株主資本</b>	<b>10,566,516</b>
工具器具備品	168,836	資本金	992,491
土地	681,114	資本剰余金	1,188,672
リース資産	42,646	資本準備金	1,005,959
建設仮勘定	5,832	その他資本剰余金	182,713
<b>無形固定資産</b>	<b>28,618</b>	<b>利益剰余金</b>	<b>8,385,666</b>
ソフトウェア	20,361	利益準備金	154,318
その他	8,257	その他利益剰余金	8,231,347
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,455,386</b>	別途積立金	7,810,000
投資有価証券	517,166	繰越利益剰余金	421,347
関係会社株式	4,344,635	<b>自己株式</b>	<b>△314</b>
出資	2,411	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△459,631</b>
破産更生債権等	552,551	その他有価証券評価差額金	△25,427
長期前払費用	84,637	<b>土地再評価差額金</b>	<b>△434,203</b>
繰延税金資産	419,293	<b>新株予約権</b>	<b>138,168</b>
保証金	67,413		
保険積立金	18,127		
その他の	1,701		
貸倒引当金	△552,551		
<b>資産合計</b>	<b>14,649,548</b>	<b>純資産合計</b>	<b>10,245,053</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>14,649,548</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,735,000
売 上 原 価		6,140,104
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>3,594,896</b>
販売費及び一般管理費		3,526,507
<b>営 業 利 益</b>		<b>68,388</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	140,266	
そ の 他	19,076	159,342
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	7,479	
外 国 源 泉 税	5,291	
そ の 他	5,489	18,260
<b>経 常 利 益</b>		<b>209,471</b>
<b>特 別 利 益</b>		
投 資 有 価 証 券 償 還 益	68,060	
新 株 予 約 権 戻 入 益	25	68,085
<b>特 別 損 失</b>		
固 定 資 産 除 却 損	1,469	1,469
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>276,088</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	8,513	
法 人 税 等 調 整 額	99,269	107,783
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>168,305</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益 剰余金
平成27年4月1日残高	977,988	991,455	182,713	154,318	7,810,000	588,323
事業年度中の変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	14,503	14,503				
剰余金の配当						△335,280
当期純利益						168,305
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	14,503	14,503	—	—	—	△166,975
平成28年3月31日残高	992,491	1,005,959	182,713	154,318	7,810,000	421,347

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	
平成27年4月1日残高	△314	10,704,484	133,720	△434,722	64,760
事業年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)		29,007			
剰余金の配当		△335,280			
当期純利益		168,305			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△159,148	518	73,407
事業年度中の変動額合計	—	△137,968	△159,148	518	73,407
平成28年3月31日残高	△314	10,566,516	△25,427	△434,203	138,168

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 【個別注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）  
時価のないもの 移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引の評価方法 時価法
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法  
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
  - (1) 製品 総平均法
  - (2) 原材料 移動平均法
  - (3) 仕掛品  
受託開発品 個別法  
上記以外の仕掛品 総平均法
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法  
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。  
主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建	物	15年～50年
工	具器具備品	2年～6年
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法  
上記以外の無形固定資産 定額法
  - (3) リース資産 リース期間定額法
  - (4) 長期前払費用 定額法

## 5. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、当事業年度負担額を計上しております。

なお、当事業年度の計上はありません。

## 6. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る売上高及び売上原価の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるソフトウェア制作

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

ロ その他のソフトウェア制作

工事完成基準

## 7. 消費税等の会計処理

税抜方式

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,879,875千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権 113,886千円  
関係会社に対する短期金銭債務 50,911千円
3. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価差額について再評価差損に係る繰延税金資産相当額を控除せず再評価差益に係る繰延税金負債相当額を控除して、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行い算定しております。

再評価を行った年月日 平成13年3月31日  
再評価を行った事業用土地の、期末における  
時価と再評価後の帳簿価額との差額  $\Delta$ 282,574千円

4. 保証債務  
当社は、リースにより製品を販売する顧客のリース契約に関して、一部買取保証を行っております。その保証額は次のとおりであります。  
リース買取保証額 34,835千円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高	売	上	高	一千円
	仕	入	高	等
	営業取引以外の取引高			397,971千円
				130,158千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数 普通株式 946株

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
研究開発費	400,618千円
投資有価証券	14,833千円
賞与引当金	66,272千円
貸倒引当金	199,803千円
その他有価証券評価差額	11,546千円
その他	90,965千円
繰延税金資産小計	784,039千円
評価性引当額	△226,857千円
繰延税金資産合計	557,181千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	一千円
繰延税金資産の純額	557,181千円

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.0%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.8%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は25,673千円、その他有価証券評価差額金601千円が減少し、法人税等調整額が25,072千円増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は518千円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

## (企業結合等に関する注記)

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	449円95銭
1株当たり当期純利益	7円51銭

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月27日

サン電子株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 宮本正司 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山田昌紀 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サン電子株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サン電子株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



独立監査人の監査報告書

平成28年5月27日

サン電子株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 宮 本 正 司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山 田 昌 紀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サン電子株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第45期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第45期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の補法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロ（1）の取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月30日

サン電子株式会社	監査役会	
常勤監査役	後 藤 和 暁	Ⓧ
社外監査役	桂 川 明	Ⓧ
社外監査役	岡 島 章	Ⓧ

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当につきまして、財務の健全性を維持しつつ、株主の皆様へ長期安定的な配当と業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、当期の業績と今後の事業競争力の強化に必要な内部留保を勘案し、また、平成28年4月16日に創立45周年を迎えることができましたことから、記念配当を加え、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円（うち、普通配当15円、創立45周年記念配当5円） 総額 449,241,080円

##### (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

### 1. 変更の理由

- ① 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、改正会社法)により、監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。当社は、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化と、コーポレートガバナンス体制を強化し、さらなる企業価値の向上を図ることを目的に、社外取締役が過半数を占める監査等委員会を有する監査等委員会設置会社へ移行することと致したく、当該移行のため監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除並びに取締役及び取締役会に関する規定の変更等を行うものであります。
- ② 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲が変更されたことに伴い、その期待される役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、規定の一部を変更するものであります。なお、責任限定契約に関する定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ③ 上記のほか、条数等の変更及び体裁等の軽微な変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略) (機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、監査役、 <u>監査役会</u> および会計監査人を置く。 第5条～第17条 (条文省略)	第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関の設置) 第4条 当社は、取締役会、監査等委 <u>員会</u> および会計監査人を置く。 第5条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。</p> <p><b>【新 設】</b></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 <b>【新 設】</b></p> <p>取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><b>【新 設】</b></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、8名以内とする。</p> <p>2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>【新 設】</b></p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><b>【新 設】</b></p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="206 172 297 199">【新 設】</p> <p data-bbox="120 486 333 514">(取締役会の議事録)</p> <p data-bbox="107 532 546 686">第25条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p data-bbox="141 704 327 731">2. (条文省略)</p> <p data-bbox="120 777 309 804">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="107 822 546 879">第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p data-bbox="584 172 969 199">(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p data-bbox="571 217 1010 435">第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めにより、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。</p> <p data-bbox="584 486 797 514">(取締役会の議事録)</p> <p data-bbox="571 532 1010 686">第26条 取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p data-bbox="604 704 813 731">2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="584 777 772 804">(取締役の報酬等)</p> <p data-bbox="571 822 1010 976">第27条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第27条</u> (条文省略)</p> <p>2. 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第28条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p><u>第29条</u> 監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意にかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p>第31条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集手続</u>)</p> <p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(<u>監査役会の決議</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第34条 <u>監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(<u>監査等委員会の招集手続</u>)</p> <p>第29条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員である取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議</u>)</p> <p>第30条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員である取締役の過半数が出席し、出席した監査等委員である取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第31条 <u>監査等委員会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査等委員である取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p><u>第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(<u>監査役責任免除</u>)</p> <p><u>第36条 当社は、監査役（監査役であった者を含む）会社法第423条第1項の責任につき、善意にかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条1項の責任につき善意にかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>第37条～第40条（条文省略）</u></p>	<p>2. <u>監査等委員会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第32条～第35条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【新 設】</p>	<p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>1. <u>当社は、監査役（監査役であったものを含む。）の第45回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任につき、善意にかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の第45回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定して負担する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	山口正則 (昭和24年2月27日生)	昭和47年4月 当社入社 平成元年6月 当社取締役サンタック事業部長 平成10年7月 当社取締役コネクティビティテクノロジー分社長 平成12年6月 当社常勤監査役 平成15年6月 当社代表取締役社長 平成17年6月 当社取締役 平成19年7月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd.Chairman (現任) Cellebrite USA Inc.(現Cellebrite Inc.)Chairman (現任) 平成20年1月 当社代表取締役 平成20年6月 当社代表取締役専務兼海外ビジネス事業部担当 平成20年12月 躍陽信息技術（上海）有限公司董事長 平成21年1月 Cellebrite GmbH Chairman (現任) 平成22年4月 当社代表取締役専務兼モバイルビジネス事業部担当 平成24年10月 当社取締役兼モバイルビジネスセンター担当	248,300株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
1	<p style="text-align: center;">やま ぐち まさ のり 山 口 正 則 (昭和24年2月27日生)</p>	<p>平成25年2月 Cellebrite Asia Pacific Pte Ltd. Chairman(現任)  平成25年6月 当社代表取締役社長  平成25年7月 Cellebrite Soluções Tecnológicas Ltda.Chairman (現任)  平成26年2月 Cellebrite UK Limited Chairman (現任)  平成26年4月 当社代表取締役社長兼ネットデバイス  プロジェクト担当  平成26年4月 SUNCORP USA, Inc. CEO (現任)  平成26年8月 Bacsoft, Ltd. Director (現任)  平成27年1月 Cellebrite France SAS. Chairman (現任)  平成27年3月 Cellebrite Canada Mobile Data  Solutions Ltd. Chairman (現任)  平成27年4月 当社代表取締役社長 (現任)  平成27年4月 Infinity Augmented Reality,Inc. Director (現任)  平成27年9月 Cellebrite (Beijing) Mobile Data  Technology Co. Ltd. Chairman  (現任)  平成27年9月 Bacsoft, Ltd. Chairman (現任)</p>	前頁参照
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  長年にわたる技術開発事業部門及び海外事業部門での豊富な経験、実績を有すると共に、経営者として経営全般に関する識見と優れた経営管理能力を有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
2	かめが い かつ ひさ 亀ヶ井 克 寿 (昭和34年4月4日生)	昭和58年4月 当社入社 平成12年10月 当社ニューアミューズメント分社長 平成13年6月 当社取締役ニューアミューズメント分 社長 平成15年6月 当社取締役 平成21年4月 当社執行役員アミューズメント事業部 担当 平成21年6月 当社取締役 平成21年6月 イードリーム株式会社取締役 平成21年11月 株式会社ニフコアドヴァンストテクノ ロジー（株式会社ブルーム・テクノ） 取締役 平成22年4月 当社取締役アミューズメント事業部兼 人事総務部担当 平成23年6月 株式会社ブルーム・テクノ代表取締役 会長 平成23年7月 当社取締役アミューズメントコンテン ツセンター長 平成26年4月 当社取締役アミューズメント事業部兼 サンソフトプロジェクト担当 平成27年4月 当社取締役アミューズメント事業部兼 M2M事業部兼サンソフトプロジェク ト兼ネットデバイスプロジェクト担当 平成27年6月 イードリーム株式会社監査役（現任） 平成27年9月 当社取締役執行役員M2M事業部長兼ア ミューズメント事業部兼サンソフトプ ロジェクト兼ネットデバイスプロジェ クト担当（現任）	192,200株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 長年にわたりアミューズメント事業部門及び情報通信事業部門の業務に携わり、豊富な経験、実績を有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
3	<p style="text-align: center;">ひがし や ひろ あき 東 谷 浩 明 (昭和35年3月17日生)</p>	<p>昭和57年3月 当社入社  平成11年7月 当社サンソフト分社マネージャー  平成13年6月 当社ネットワークエンターテインメント分社長  平成15年7月 当社社長室長  平成15年10月 当社人事総務部長  平成19年6月 当社常勤監査役  平成20年12月 躍陽信息技術（上海）有限公司監事  平成21年11月 株式会社ニフコアドヴァンストテクノロジー（株式会社ブルーム・テクノ）監査役  平成22年6月 当社取締役サンソフト事業部兼法務知財部担当  平成23年7月 当社取締役コーポレートセンター長  平成26年4月 当社取締役コーポレート本部長兼クラウドソリューションプロジェクト担当  平成26年5月 SUNCORP USA, Inc. Director（現任）  平成27年6月 当社取締役兼執行役員コーポレート本部長兼人事総務部長(現任)</p>	108,200株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  長年にわたり技術開発事業部門及び管理部門の業務に携わり、豊富な経験、実績を有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	やまもと やすし 山本 泰 (昭和46年4月18日生)	平成12年12月 当社入社 平成20年12月 躍陽信息技术(上海)有限公司董事 平成21年5月 当社経理部長 平成24年4月 当社執行役員経理部長 平成24年6月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director (現任) 平成25年6月 当社取締役経理部長 平成26年5月 SUNCORP USA, Inc. Director (現任) 平成27年6月 当社取締役兼執行役員経理部長 (現任) 平成27年9月 Bacsoft, Ltd. Director (現任)	6,700株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 長年にわたり経理部門の業務に携わり、豊富な経験、実績を有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	さの まさひと 佐野 正人 (昭和28年3月10日生)	昭和55年10月 監査法人伊東会計事務所 昭和60年9月 米国アーサーヤング会計事務所 平成2年1月 株式会社伊東経営コンサルタント 平成15年7月 みずぐコンサルティング株式会社代表取締役 平成18年12月 佐野公認会計士事務所所長 (現任) 平成19年6月 当社監査役 平成19年12月 株式会社宇佐美組監査役 (現任) 平成20年7月 太陽ASG有限責任監査法人 (現太陽有限責任監査法人) パートナー (現任) 平成24年6月 Cellebrite Mobile Synchronization Ltd. Director (現任) 平成25年6月 当社取締役組織改革担当 (現任)	9,100株
		<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社事業に対する識見及び公認会計士としての専門知識と経験を豊富に有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、引き続き、取締役候補者と致しました。	

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 「所有する当社株式の数」は、平成28年3月31日現在の株式数を記載しております。



#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
1	北島光晴 (昭和34年10月14日生)	昭和57年3月 当社入社 平成6年1月 当社ニューアミューズメント事業部マネージャー 平成9年7月 当社サンソフト事業部長 平成15年10月 当社クリエイティブソフトSBU長 平成18年4月 当社コトづくり統括部長 平成20年3月 当社サンタックネット事業部マネージャー 平成21年4月 当社執行役員サンタックネット事業部長 平成23年7月 当社執行役員ITソリューションセンター長 平成24年1月 当社執行役員サンタックセンター長 平成25年8月 当社内部統制室長（現任）	56,400株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり様々な事業部門の業務に携わり、豊富な経験、実績を有すると共に、内部統制室長として経験と実績を有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、取締役候補者と致しました。			
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社 株式の数
2	岡島章 (昭和23年3月10日生)	昭和49年4月 弁護士登録 昭和54年12月 岡島法律事務所所長 昭和60年4月 中綜合法律事務所所長（現任） 昭和63年4月 愛知県弁護士会副会長 平成4年6月 日活電線製造株式会社監査役（現任） 平成25年6月 当社監査役（現任）	500株
【取締役候補者とした理由】 当社事業に対する識見及び弁護士としての専門知識と経験を豊富に有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、取締役候補者と致しました。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	宮田豊 (昭和27年3月21日生)	平成14年7月 預金保険機構特別調査第1課長 平成18年7月 国税庁名古屋派遣監督評価官室長 平成23年7月 小牧税務署長 平成24年8月 宮田豊税理士事務所所長(現任) 平成24年12月 小浅商事株式会社社外監査役(現任) 平成26年7月 当社顧問 平成27年6月 当社取締役(現任)	200株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 当社事業に対する識見及び税理士としての専門知識と経験を豊富に有しており、取締役会の機能を強化することが期待できるため、取締役候補者と致しました。			

- (注) 1. 監査等委員である取締役の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡島章氏及び宮田豊氏は社外取締役の候補者であります。
- なお、当社は、岡島章氏と宮田豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 宮田豊氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、1年であります。
4. 監査等委員である社外取締役の候補者である岡島章氏及び宮田豊氏は、当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
5. 監査等委員である社外取締役の候補者である岡島章氏及び宮田豊氏は、当社の親会社等(自然人であるものに限る)ではなく、また過去5年間に当社の親会社等(自然人であるものに限る)であったこともありません。
6. 監査等委員である社外取締役の候補者である岡島章氏及び宮田豊氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
7. 監査等委員である社外取締役の候補者である岡島章氏及び宮田豊氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 監査等委員である社外取締役の候補者である岡島章氏及び宮田豊氏は、当社の親会社等(自然人であるものに限る)、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 監査等委員である社外取締役の候補者である岡島章氏及び宮田豊氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を継承した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
10. 当社は、監査等委員である取締役の候補者である北島光晴氏について、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると同時に、本議案が承認可決され、同氏が選任された場合、当社との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度とする予定であります。
11. 当社は、現在、監査等委員である社外取締役の候補者である岡島章氏及び宮田豊氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。つきましては、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると同時に、本議案が承認可決され、両氏が選任された場合、当社は両氏との責任限定契約を継続する予定であります。
12. 「所有する当社株式の数」は、平成28年3月31日現在の株式数を記載しております。

#### **第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を見直し、検討いたしました。昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、平成18年6月27日開催の第35回定時株主総会決議における取締役の報酬限度額と同額の「年額2億円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。また、当該報酬とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることにつきましても、平成26年6月25日開催の第43回定時株主総会決議においてご承認いただいております「年額50百万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生ずるものといたします。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を勘案し、平成18年6月27日開催の第35回定時株主総会決議における監査役の報酬限度額と同額の「年額25百万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生ずるものといたします。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

会 場 愛知県江南市古知野町朝日250番地  
当社 本社3階会議室

交通機関 名鉄犬山線「江南」駅 下車徒歩約6分

- 駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。
- 総会終了後、株主懇親会を開催させていただきます。ご多忙とは存じますが是非ともご出席賜りますようご案内申し上げます。

